公益財団法人高岡市体育協会　表彰規程

（目的）

第１条　この規程は、本市体育・スポーツの向上に貢献し、市民の模範として推薦するに足ると認められるものを表彰するための必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰）

第２条　公益財団法人高岡市体育協会（以下「協会」という。）は、次の各号の何れかに該当する団体又は個人を表彰する。

⑴　多年にわたり、本市の体育・スポーツの向上に貢献し、その功績が顕著と認められるもの。

⑵　本市スポーツの向上に尽力し、その成績が特に優秀なもの。

⑶　その他協会が表彰することを適当であると認めたもの。

（表彰の方法）

第３条　表彰は、表彰状を授与して行う。

２　前項の表彰には、副賞として記念品を添えることができる。

（追彰）

第４条　表彰されるべきものが、その表彰前に死亡したときは、追彰することができる。

（時期）

第５条　表彰は、毎年度始の評議員会の日に行う。ただし、協会が必要と認める場合は随時行うことができる。

（感謝状）

第６条　第２条に定めるもののほか、協会が必要と認めた場合は感謝状を贈り、記念品を添えることができる。

（細則）

第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附　則

１　この規程は、昭和28年2月27日から施行する。

２　平成4年11月1日一部改正

３　平成24年5月16日一部改正

公益財団法人高岡市体育協会　表彰規程細則

第１条　公益財団法人高岡市体育協会表彰規程で定められた表彰は、次の基準による。

（表彰状）

１　市体育協会又は加盟団体の育成に尽力し、会長・副会長・理事長として通算10年以上経過し、その功績顕著と認められるもの。

ただし、この表彰は１回限りとする。

２　国体・日本選手権大会及びこれに準ずる競技大会（特に会長が認めたもの）に於いて上位入賞したチーム又は選手及び指導者。

（細則要領　高校生以上は個人・団体とも三位、小・中学生は入賞者を表彰する。）

３　国際大会に出場し、特に優秀なる成績をおさめたもの。

４　国体に通算10回以上（異種目も可）出場した選手及び監督。ただし、この表彰は１回限りとする。

（感謝状）

１　市体育協会又は加盟団体の発展に尽力し、役員として10年以上経過し、特に功績顕著と認められるもの。ただし、この表彰は１回限りとする。

２　優秀なチーム又は選手の育成に尽力した団体又は個人で､その功績顕著と認められるもの。ただし、この表彰は同一内容では１回とする。

第２条　表彰は市体育協会役員又は加盟団体長の推薦に基づき市体育協会（会長、副会長、専務理事、常務理事）で選考し、会長が表彰する。

２　推薦状はおおむね次の様式による。

⑴ 個人調書　別紙のとおり

⑵ 団体調書　　〃

附　則

１　昭和55年5月9日　一部改正

２　平成４年11月１日一部改正

３　平成24年5月16日 一部改正